

障害者差別解消支援地域協議会の設立について（案）

1. 背景

平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、行政機関と事業者においては、不当な差別的取扱いの禁止とともに合理的配慮の提供が求められます。（事業者による合理的配慮の提供は努力義務）そのような中、障がい者差別の解消を効果的に推進するため、身近な地域において主体的な取り組みを円滑に行うためのネットワークが求められており、関係機関による障害者差別解消支援地域協議会（以下、「協議会」という）を組織できるとされています。

2. 設立の目的

地域において日常生活を営む障がい者の活動は広範多岐にわたるため、相談等を行うに当たっては、どの機関がどのような権限を有しているかは必ずしも明確ではありません。また、相談等を受ける機関においても当該機関だけでは対応できない場合が想定されます。そのため、地域における様々な機関が相談事例等の共有・協議を通じて、各機関の役割に応じた事案解決のための取り組みや類似事案の発生防止など、地域の実情に応じた差別の解消への取り組みを自主的に行うため組織するものです。

3. 主な取り組み

- ・地方公共団体や企業等の事業者に係る事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ・地方公共団体や企業等の事業者に係る事案の解決等を後押しするための協議
- ・権限を有する他の機関につなぐといったコーディネート

4. 構成員

地域における障がい者の行動範囲は広範多岐にわたるため、幅広い見地から差別の解消の推進に取り組むため、構成員は以下の職種等を想定しています。

学識経験者	(1名)
障がい者団体	(3名)： 当事者団体・家族会等
相談支援事業所	(1名)： なんでも・そうだん・やまと事業所
事業者団体	(2名)： 商工会議所・特例子会社等
法律関係	(1名)： 弁護士・司法書士
医療機関	(1名)： 医師会・歯科医師会・医療機関等
教育関係	(1名)： 養護学校・教育委員会
国の機関	(1名)： 法務局・ハローワーク
県の機関	(2名)： 保健福祉事務所・児童相談所
市役所	(2名)： 障がい福祉課・国際男女共同参画課（人権担当）
その他	： 案件に応じた関係団体等

※事務局：大和市障がい福祉課

障害者差別解消支援地域協議会の設立について（案）

5. 協議会の開催日程等

- ・年3回の開催（年1度の定例会と、事案が発生した場合に随時開催とする）

※委員の負担や事務負担を考慮し、委員の人選においては、障害者自立支援協議会の委員を優先するものとし、開催日時については、障害者自立支援協議会定例会の終了後、実施するものとします。